

宋代權茶開始年代考

附三説法

曾我部靜雄

宋代の權茶、即ち茶の專賣の開始年代については、大正七年十二月發行、滿鮮地理歴史研究報告第五冊所載、松井等氏論文「北宋の對契丹防備と茶の利用」頁一三六に於て、次の如く述べてゐる。

宋の太祖の乾德二年、權茶法の實施せられし事は、續資治通鑑長編卷五に見え、その記事に、乾德二年八月、初令京師・建安・漢陽・蘄口、並置場、權茶……令民茶折稅外、悉官買、民敢藏隱而不送官、及私販者沒入之といひ、次に、乾德三年九月、權蘄黃舒廬壽五州茶、置十四場、籠其利、歲入百餘萬緡といへり。折稅とは、茶を以て稅錢に代納するを謂ひ、宋史の食貨志に、民歲輸稅、願折茶者、謂之折稅茶とあるものと同じ。この代納用の茶を除く外は、茶は總て官有となり、官の手に由つて賣り下げらるゝ事となれり。置場とは、宋史の食貨志に山場と記せらるゝものに同じく、茶務(殊に茶の買入)の監督所なり。云々

と云ひ、又同じく頁一七五、註四には、

文獻通考(征權五)には、乾德二年八月、始令京師及建安漢陽等軍蘄口、置務とありて置場と謂はず、務は權貨務にして場は山場なれば二者同じからず。宋史の食貨志には、初京師建安襄復州、

皆置務と記して、文獻通考と同じく務といひ、漢陽蘄口の代りに襄州復州を擧ぐ。(中略)由つて考ふるに、乾德二年に、京師建安漢陽蘄口に榷貨務(山場に非ず)を置き、次で襄州復州にも設けられしなり。(下略)

と述べてゐる。こゝに以上引用せる所を要約すれば松井氏は長編卷五に乾德二年八月、初令京師建安漢陽蘄口並置場、榷茶とある事より乾德二年を以て宋代榷茶開始の年となし、この年に京師を始めとして他の三地方に山場を置いて茶を榷したと見、一方又註に於ては宋史及び文獻通考の記事よりして乾德二年八月、即ち長編に謂ふ山場を置いたと同年月に、しかも山場を設置したと同一地方に、茶の買入を目的とする山場にあらずして、その反對の目的、即ち官有の茶をば希望者に賣り下ぐる事務を掌る役所「榷貨務」をば設けたとなしてゐる。自分は松井氏のこの長編と宋史、文獻通考の如く相對立せる記述をば全部確實なるものと認し、これより立論せられたる宋代榷茶開始年代説に對し、聊か疑を懐く所あり、以下少しく自説を述べて、大方各位の高教を仰ぐ次第である。

要するに問題は乾德二年八月に京師建安漢陽蘄口に場を置かれたのか、務を置かれたのか、又松井氏の謂へる如く場務共に置かれたのかにあり。松井氏は長編、宋史食貨志、文獻通考の三書を利用してゐるが、この事を記述せる書は他にもあり。例へば沈括の夢溪筆談卷十二には、

本朝茶法。乾德二年。始詔在京建州漢蘄口。各置榷貨務。

とか、又王應麟の玉海卷百八十一、乾德榷貨務の所には、

乾德二年八月辛酉。置榷貨務。京師及建安漢陽蘄口並置。

とか、その他李暉の皇宋十朝綱要卷一にも、

乾德二年八月辛酉。詔於京師及沿江。各置榷貨務。令商旅入金帛於京師。執引詣沿江給茶。

など見えてゐる。こゝに注意すべきは長編以外の諸書は悉く榷貨務を置いたと謂つて買茶場を置いたと謂はない。買茶場(山場)を置いたと謂へる唯一の史料である長編の記事を、煩に失するが必要上今一應全文を記載するならば、

乾德二年八月辛酉。初令京師建安漢陽蘄口。並置場。榷茶。自唐武宗。始禁民私賣茶。自十斤至三百斤。定納錢決杖之法。於是。令民茶折稅外。悉官買。民敢藏匿而不送官。及私販鬻者。沒入之。計其直。百錢以上者。杖七十。八貫加役流。主吏以官茶貿易者。計其直。五百錢流二千里。

一貫五百。及持使販易私茶。爲官司擒捕者。皆死。自唐武宗以下至皆死。並據本志。當在此年。今附見榷茶後。

右の長編の一文を熟讀するならば、場を設けて茶を榷したと云へる事に大なる誤謬を犯かせるを發見する。それは場、即ち買茶場(山場)の性質を考ふるならば自から明かである。場は茶の産地に設けられたる茶の買入れの監督所である。支那に於ける茶の産地は南方揚子江流域地方で、宋代では所謂江淮湖浙福建地方がその主要産地である。故に買茶場を設置するならば、これ等の地方に設けられるが

當然であらう。然るに長編では茶の産地よりは遠く隔れる京師（開封）に買茶場を設けたと謂ふ。大なる矛盾である。次に又長編卷六には、

乾德三年九月己卯。以度支郎中蘇曉爲淮南轉運使。曉建議。榷蘄黃舒廬壽五州茶。置十四場。籠其利。歲入百餘萬緡。

と謂へる事である。松井氏は無批判に乾德二年榷茶の記事と同所にこれを引用してゐるが、二年の所に擧げる蘄口は三年の所に擧げる蘄州とは同一の所であつて、蘄口は蘄州の蘄口である。今日の湖北省の蘄春縣に當る。二年に既にこの地に榷茶を實施せりと謂ひながら三年に又その同一地に榷茶を行ふと云ふ理あらうか。思ふに之れは長編の著者李燾が乾德二年に京師以下の四地方に榷貨務を置かれたのを買茶場設置と誤り、その結果思はず自己矛盾を表現するに至つたのであらう。以上の如く見て來るなれば乾德二年八月京師以下の四地方に買茶場を設けて茶を榷したとの長編の記事は、全く誤りで、宋史、文獻通考、夢溪筆談、皇宋十朝綱要、玉海等にある榷貨務を設けたとの記述を以つて正しきものと思ふ。従つて松井氏の言へる如く乾德二年に買茶場も榷貨務も同時に、しかも同一地に併置されたとの説は成立し得ない。しからば榷茶の開始年代は何年とすべきか。乾德二年八月榷貨場設置を以つてそれと認定するかである。しかし二年八月には榷貨務は設けられたるが、民の自由賣買は禁止されなかつたやうである。故に眞の專賣は行はれなかつた。思ふに二年八月設置された榷貨務は

その地方の民に租税の代りに折納せしめたる茶、即ち折茶（或は折稅茶とも謂ふ）とか、或は官自から買入れたる茶をば蓄藏して、商旅に直接賣渡し、或は多分その後間も無く實施されたる交引折中法の如く、商旅が先づ物品を政府に納入し、その代價として榷貨務より茶を貰ひ受くるに相似たやうなる事を行つてゐたのであらう。眞の榷茶開始は、長編卷六にある乾德三年九月の蕪黃舒廬壽五州の榷茶を以つてその最初と見なければならぬ。乾德二年八月は榷茶開始の年と見る事は出來ぬが、しかし宋代茶法開始の年とは稱し得る。榷茶が茶の主要産地一般に行はれ始めたのは乾德五年からである。玉海卷百八十一、乾德榷茶の條に、

乾德五年。初榷江淮湖浙福建路茶。蓋禁南商擅有中州之利。故置場以買之。自江以北。皆爲禁地。又同書卷一百八十一、天聖茶法の所に、

乾德五年。始禁私鬻茶。

次に夢溪筆談卷十二には、

乾德五年。始禁私賣茶。從不應。爲情理重。

玉海や夢溪筆談は、江淮湖荆福建の諸地方に一般的に榷茶が行はれ始めたのを以つて、その開始と考へて、かくの如く始めて私賣茶を禁ずと謂つたのであらう。

以上の如く榷茶開始年代は決定されたるがこゝに注意せねばならぬのは前に引用せる長編卷五の乾

德二年八月置場榷茶の次にある自唐武宗。始禁民私賣茶。……皆死までの記事である。若しこの刑律が長編にある如く乾德二年八月に發布されたものであれば、これは民の私の賣買を禁じ、しかもその上その刑罰さへ明かに規定してゐるのであるから、榷茶開始は乾德二年八月と爲さねばならぬ。然るに幸ひにもこの文の末尾に、長編の著者李燾自身が註を附して、

自唐武宗以下至皆死。並據本志。當在此年。今附見榷茶後。

と言つて、この一文の出所、並びに採録に當つての彼の考へを述べてゐる。即ちこれは本志に據つた

とあるから、今は傳はらないが當時存してゐた三朝國史食貨志(註二)か九朝國史食貨志(註二)に在つたものを採

つたのであつて、しかもその食貨志に既に年代を明記せざりしと見えて、李燾は當在此年(乾德二年)

と單なる推測のもとに、乾德二年八月置場榷茶の後に附記してゐる。文献通考征榷考五には何等の註

記も無く、これとは(註三)同様の刑律を乾德二年の事として舉げてゐるが、これは馬端臨が長編の記事を

その儘採録したのであらう。乾德二年榷茶が實施されない事が判れば何も乾德二年の所に附記する必

要はない。李燾さへ乾德二年の事とするに自信がない。思ふにこれは乾德三年榷茶が始めて開始され

てより後、十二年後の太宗の太平興國二年重ねて法令(註四)が發布され、この問題の法令を改正せる所を見

ると、これは乾德三年から太平興國二年に至る間に發布されたものであらう。夢溪筆談卷十二、乾德

五年。始禁私賣茶。從不應。爲情理重。とか、又宋會要食貨之部茶の所に、

太祖乾德五年。詔。客旅於官場買到茶。如於禁權賣者。並從不應。爲一□重定斷。

とあるはこの法令制定を意味するものではなからうか。かく乾道五年と考ふれば年代的にも不合理は生せない。又この法令全部が同時に發布されたかも疑はしく宋史食貨志によれば、最後の持仗販易私

(註五)

茶。爲官司擒捕者。皆死とは太平興國二年よりは十數年後の淳化三年に規定されたとなし、その他の條項は年代は示さぬが太平興國二年以前としてゐる。

要するに長編卷五乾德五年八月權茶の一文は、全く李燾の誤りであつて、松井氏はしかしこれを重要視して、宋代權茶開始年代をこゝに置かんとしたが、これ亦李燾の誤謬に禍ひされて同一の誤謬に陥つたのであらう。

次に三說法につきて少しく考へを述べよう。三說法は太宗の末年から眞宗一代を通じて實施され、商人が西北邊に芻糧を納入し、政府がこれに對し代價を支拂ふその支拂ひ方法である。太祖、太宗頃芻糧納入に對しては、京師に於て現金で支拂ふか、又は揚子江方面に於て茶を以つて代償するかであつた。眞宗の時になると、芻糧納入代價を支拂ふ際に、(一)東南地方に行きて現錢を受取るか、(二)從來の如く茶を受取るか、又は(三)香藥象牙犀角を受取るかの三様の代償方法を行つた。これを三說法と謂ふ。大抵の書はこれを三說法と稱してゐるが、玉海には又これを三分法とも稱してゐる。一般的には三說法と云ふが、何故に三分法とも云ふかについては、夢溪筆談^{卷十}に左の如く説明してゐる。

世傳。算茶有三說法。最便。三說者。皆謂。見錢爲一說。犀牙香藥爲一說。茶爲一說。深不然也。此乃三分法。其謂緣邊入納糧草。其價折爲三分。一分支見錢。一分折犀象雜貨。一分折茶。爾後又有並折鹽爲四分法。更改不一。皆非三說也。予在三司。求得三說舊案。三說者。乃是三事。博籴爲一說。便籴爲一說。直便爲一說。其謂之博籴者。極邊糧草。歲入必欲足常額。每歲自三司拋數下庫務。先封椿見錢緊便錢緊茶鈔。緊錢便茶謂水路商旅所便。處緊鈔謂上三山場樵務。然後召人入中。便籴者。次邊糧草。商人先入中糧草。乃詣京師。算請慢便錢慢茶鈔及雜貨。慢便錢謂道路貨易非便處。慢茶鈔謂下三山場樵務。直便者。商人取便於緣邊入納。見錢於京師請領。三說先博籴數足。然後聽便籴及直便。以此商人競趨爭先赴極邊博籴。故邊粟常充足。不爲諸郡分裂。糧草之價不能翔踊。諸路稅課亦皆盈衍。此良法也。予在三司。方欲講求。會左遷。不果建議。

即ち三說法は本來は三分法と稱すべきを、誤つて三說法と稱したのであつて、三說法には元來別の意味、即ち博籴、便籴、及び直便の三事を指すのであると。以上夢溪筆談の説明に依つて兩者の差違は明かとなつた。松井氏も亦これまでは説明してゐるが、しからば何故にかく混同されたかについては、何等の説明が無い。これは三說法(即ち三分法)案出の沿革を討究すれば判明するのではないかと思ふ。玉海卷一百八十一、天聖茶法の條に、

至道元年。鹽鐵使陳恕爲三說法。自西北宿兵。募商人入芻粟。度遠近增其虛估給券。以茶償之。又益以東南紙錢。香藥象商。謂之三說。

又章俊卿の山堂考索後集卷五十、立三算茶法の條及び宋史陳恕傳には、

陳恕爲三司使。將立茶法。召茶商數十人。俾條利害。第爲三等。副使宋初曰。吾觀上等之說。利取太猥。此可行於商賈。不可行於朝廷。下等固滅裂無取。惟中等之說。公私皆濟。吾裁損之。可
以經文。於是爲三法。行之數年。貨賄流通。公用足而民富實。

山堂考索並びに宋史に三法とあるは、玉海に依るに、これは三說法を意味する。陳恕が三說法を案出する際、茶商を集めて各自意見を吐露せしめ、それをば上中下の三等の說に分類し、中等の說を基本として三說法(即ち三分法)を作つたと云ふ。故に三說法、即ち三分法は上中下の三說より生れたものである。上中下の三說より生れた三分法と云ふやうなる事から、三分法と三說法の名稱が混同されるに至つたのでは無からうか。かくの如き推測が許さるゝならばこの場合の三說なるものは夢溪筆談の謂ふ博羅便糴直便の如き嚴格なる意味は持たなくなつてくる。(昭和六年十一月十八日稿)

註一、交引折中法は、太宗の雍熙年間より實施され、商人をして芻糧を塞下に納入せしめ、要券即ち交引を授けて京師に至つて緡錢を得しめるか、又は江淮荆湖地方に行つて茶を受取らしめた。これを交引折中法と謂ふ。(宋史食貨志、長編卷三十)

註二、宋代に太祖太宗眞宗三代の三朝國史、仁宗英宗二代の兩朝國史、神宗哲宗徽宗欽宗四代の四朝國史、及びこれ等を集成せる九朝國史のあつた事は容齋三筆卷四に見ゆ。長編中に國史と

稱するはこれ等を指すのである。これ等に食貨志のあつた事は宋會要に引用せられてゐるもので知り得る。

註三、文献通考征權五、太祖皇帝乾德二年。詔。民茶折稅外。悉官買。敢藏匿不送官。及私販鬻者。沒入之。論罪。主吏私以官茶貿易及一貫五百。並持仗販易。爲官私擒捕者。皆死。とあり。文献通考の著者馬端臨が長編を熟知し利用したと想像される點は文献通考中に長編作成の沿革を詳かに記せる事からしても知り得る。

註四、太平興國二年。重定法。務輕減。主吏盜官茶販鬻錢三貫以上。黥面送闕下。云々。(文献通考征權五、宋史食貨志、長編卷十八)

註五、宋史食貨志、淳化三年。凡結徒持杖販易私茶。遇官司擒捕抵拒者。皆死。